

JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (変更履歴付き)	JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (整形版)	備考
<p style="text-align: center;"> JPRSサーバー証明書 認証局運用規程 (Certification Practice Statement) Version 1. 20<u>30</u> </p> <p style="text-align: center;"> 2022年9月30日<u>2023年6月8日</u> 株式会社日本レジストリサービス </p>	<p style="text-align: center;"> JPRSサーバー証明書 認証局運用規程 (Certification Practice Statement) Version 1.30 </p> <p style="text-align: center;"> 2023年6月8日 株式会社日本レジストリサービス </p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 凡例： 赤字 (下線付き) : 追加 青字 (取消線付き) : 削除 </div> <p>バージョンの更新</p> <p>実施日を修正</p>

JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (変更履歴付き)			JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (整形版)			備考
改版履歴			改版履歴			改版履歴の追記
版数	日付	内容	版数	日付	内容	
1.00	2019.06.17	初版発行	1.00	2019.06.17	初版発行	
1.10	2020.04.01	Mozilla Root Store Policy(v2.7)への準拠に伴う改訂	1.10	2020.04.01	Mozilla Root Store Policy(v2.7)への準拠に伴う改訂	
1.11	2021.04.01	表紙の日付及び Version を更新	1.11	2021.04.01	表紙の日付及び Version を更新	
1.12	2022.04.01	表紙の日付及び Version を更新	1.12	2022.04.01	表紙の日付及び Version を更新	
1.20	2022.09.30	「6.3.2 私有鍵および公開鍵の有効期間」のタイトル変更および現状に合わせて記述を追加・修正	1.20	2022.09.30	「6.3.2 私有鍵および公開鍵の有効期間」のタイトル変更および現状に合わせて記述を追加・修正	
<u>1.30</u>	<u>2023.06.08</u>	<u>Baseline Requirement への準拠に関する記述の修正</u>	1.30	2023.06.08	Baseline Requirement への準拠に関する記述の修正	BRへの準拠に関する記述の修正
目次 (省略)			目次 (省略)			
1. はじめに			1. はじめに			
1.1 概要			1.1 概要			
<p>JPRS サーバー証明書認証局運用規程 (以下「本 CPS」という) は、JPRS サーバー証明書発行サービスを提供するために株式会社日本レジストリサービス (以下「当社」という) が構築する認証局 (以下「本 CA」という) の運用に関するポリシーを規定した文書である。</p> <p>本 CA は、CA/Browser Forum が https://www.cabforum.org/ で公開する「Baseline Requirements for the Issuance and Management of Publicly-Trusted Certificates」(以下「Baseline Requirements」という) の最新版に準拠する。本 CA が発行する証明書の種類、用途、運用等に関する各種規則は JPRS サーバー証明書認証局証明書ポリシー (以下「CP」という) として規定される。</p> <p>なお、本 CPS とご利用条件、CP の内容に矛盾齟齬がある場合は、ご利用条件、CP、本 CPS の順に優先して適用されるものとする。本サービスに関して当社の定める規定と Baseline Requirements の間に矛盾がある場合、Baseline Requirements が当社の定める規定に優先して適用される。</p> <p>本 CPS は、IETF が認証局運用のフレームワークとして提唱する RFC3647「Internet X.509 Public Key Infrastructure Certificate Policy and Certification Practices Framework」に準拠している。</p>			<p>JPRS サーバー証明書認証局運用規程 (以下「本 CPS」という) は、JPRS サーバー証明書発行サービスを提供するために株式会社日本レジストリサービス (以下「当社」という) が構築する認証局 (以下「本 CA」という) の運用に関するポリシーを規定した文書である。</p> <p>本 CA は、CA/Browser Forum が https://www.cabforum.org/ で公開する「Baseline Requirements for the Issuance and Management of Publicly-Trusted Certificates」(以下「Baseline Requirements」という) の最新版に準拠する。本 CA が発行する証明書の種類、用途、運用等に関する各種規則は JPRS サーバー証明書認証局証明書ポリシー (以下「CP」という) として規定される。</p> <p>なお、本 CPS とご利用条件、CP の内容に矛盾がある場合は、ご利用条件、CP、本 CPS の順に優先して適用されるものとする。本サービスに関して当社の定める規定と Baseline Requirements の間に矛盾がある場合、Baseline Requirements が当社の定める規定に優先して適用される。</p> <p>本 CPS は、IETF が認証局運用のフレームワークとして提唱する RFC3647「Internet X.509 Public Key Infrastructure Certificate Policy and Certification Practices Framework」に準拠している。</p>			

JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (変更履歴付き)	JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (整形版)	備考												
<p>本 CPS は、認証業務に関する技術面、サービス面の発展や改良にともない、それらを反映するために必要に応じ改訂されるものとする。</p> <p>1.2 文書名と識別</p> <p>本 CPS の正式名称は、「JPRS サーバー証明書認証局運用規程」という。本 CA が本 CPS に基づき割り当てるオブジェクト識別子(以下「OID」という)、および本 CPS が参照する CP の OID は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="216 657 1264 842"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>OID</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JPRS サーバー証明書認証局運用規程 (CPS)</td> <td>1.3.6.1.4.1.53827.1.2.4</td> </tr> <tr> <td>JPRS サーバー証明書認証局証明書ポリシー (CP)</td> <td>1.3.6.1.4.1.53827.1.1.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>1.3 PKI の関係者</p> <p>1.3.1 CA</p> <p>証明書の発行、失効、失効情報の開示、OCSP (Online Certificate Status Protocol) サーバーによる証明書ステータス情報の提供および保管、CA 私有鍵の生成・保護および証明書利用者の登録等を行う主体のことをいう。</p> <p>1.3.2 RA</p> <p>CA の業務のうち、証明書の発行、取消を申請する申請者の実在性確認、本人性確認の審査、証明書発行に必要な情報の登録、CA に対する証明書発行要求等を行う主体のことをいう。RA は、本 CA が担う。</p> <p>1.3.3 証明書利用者</p> <p>証明書利用者とは、本 CA より証明書の発行を受け、発行された証明書を利用する個人、法人または組織とする。</p> <p>1.3.4 検証者</p> <p>検証者とは、本 CA により発行された証明書の有効性を検証する個人、法人または組織とする。</p> <p>1.3.5 その他関係者</p> <p>規定しない。</p>	名称	OID	JPRS サーバー証明書認証局運用規程 (CPS)	1.3.6.1.4.1.53827.1.2.4	JPRS サーバー証明書認証局証明書ポリシー (CP)	1.3.6.1.4.1.53827.1.1.4	<p>本 CPS は、認証業務に関する技術面、サービス面の発展や改良にともない、それらを反映するために必要に応じ改訂されるものとする。</p> <p>1.2 文書名と識別</p> <p>本 CPS の正式名称は、「JPRS サーバー証明書認証局運用規程」という。本 CA が本 CPS に基づき割り当てるオブジェクト識別子(以下「OID」という)、および本 CPS が参照する CP の OID は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1347 657 2395 842"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>OID</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JPRS サーバー証明書認証局運用規程 (CPS)</td> <td>1.3.6.1.4.1.53827.1.2.4</td> </tr> <tr> <td>JPRS サーバー証明書認証局証明書ポリシー (CP)</td> <td>1.3.6.1.4.1.53827.1.1.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>1.3 PKI の関係者</p> <p>1.3.1 CA</p> <p>証明書の発行、失効、失効情報の開示、OCSP (Online Certificate Status Protocol) サーバーによる証明書ステータス情報の提供および保管、CA 私有鍵の生成・保護および証明書利用者の登録等を行う主体のことをいう。</p> <p>1.3.2 RA</p> <p>CA の業務のうち、証明書の発行、取消を申請する申請者の実在性確認、本人性確認の審査、証明書発行に必要な情報の登録、CA に対する証明書発行要求等を行う主体のことをいう。RA は、本 CA が担う。</p> <p>1.3.3 証明書利用者</p> <p>証明書利用者とは、本 CA より証明書の発行を受け、発行された証明書を利用する個人、法人または組織とする。</p> <p>1.3.4 検証者</p> <p>検証者とは、本 CA により発行された証明書の有効性を検証する個人、法人または組織とする。</p> <p>1.3.5 その他関係者</p> <p>規定しない。</p>	名称	OID	JPRS サーバー証明書認証局運用規程 (CPS)	1.3.6.1.4.1.53827.1.2.4	JPRS サーバー証明書認証局証明書ポリシー (CP)	1.3.6.1.4.1.53827.1.1.4	
名称	OID													
JPRS サーバー証明書認証局運用規程 (CPS)	1.3.6.1.4.1.53827.1.2.4													
JPRS サーバー証明書認証局証明書ポリシー (CP)	1.3.6.1.4.1.53827.1.1.4													
名称	OID													
JPRS サーバー証明書認証局運用規程 (CPS)	1.3.6.1.4.1.53827.1.2.4													
JPRS サーバー証明書認証局証明書ポリシー (CP)	1.3.6.1.4.1.53827.1.1.4													

1.4 証明書の用途

1.4.1 適切な証明書の用途

本項については、CPに規定する。

1.4.2 禁止される証明書の用途

本項については、CPに規定する

1.5 ポリシー管理

1.5.1 文書を管理する組織

本 CPS の維持、管理は、本 CA が行う。

1.5.2 連絡先

本 CPS に関する連絡先は、次のとおりである。

窓口：株式会社日本レジストリサービス お問い合わせ窓口

住所：〒101-0065 東京都千代田区西神田 3-8-1 千代田ファーストビル東館 13F

電子メール：info@jprs.jp

なお、本 CA が発行したサーバー証明書について私有鍵の危殆化や不正利用などが発覚した場合の連絡先は、次のとおりである。

専用窓口：https://jprs.jp/pubcert/f_mail/

1.5.3 ポリシー適合性を決定する者

本 CPS の内容については、本 CA のサーバー証明書発行サービス運営会議において決定される

1.5.4 承認手続

本 CPS は、本 CA のサーバー証明書発行サービス運営会議の承認によって発効する。

1.6 定義と略語

(1) 「あ」～「ん」

アーカイブ

法的またはその他の事由により、履歴の保存を目的に取得する情報のことをいう。

エスクロー

第三者に預けること（寄託）をいう。

鍵ペア

公開鍵暗号方式において、私有鍵と公開鍵から構成される鍵の対のことをいう。

1.4 証明書の用途

1.4.1 適切な証明書の用途

本項については、CPに規定する。

1.4.2 禁止される証明書の用途

本項については、CPに規定する

1.5 ポリシー管理

1.5.1 文書を管理する組織

本 CPS の維持、管理は、本 CA が行う。

1.5.2 連絡先

本 CPS に関する連絡先は、次のとおりである。

窓口：株式会社日本レジストリサービス お問い合わせ窓口

住所：〒101-0065 東京都千代田区西神田 3-8-1 千代田ファーストビル東館 13F

電子メール：info@jprs.jp

なお、本 CA が発行したサーバー証明書について私有鍵の危殆化や不正利用などが発覚した場合の連絡先は、次のとおりである。

専用窓口：https://jprs.jp/pubcert/f_mail/

1.5.3 ポリシー適合性を決定する者

本 CPS の内容については、本 CA のサーバー証明書発行サービス運営会議において決定される

1.5.4 承認手続

本 CPS は、本 CA のサーバー証明書発行サービス運営会議の承認によって発効する。

1.6 定義と略語

(1) 「あ」～「ん」

アーカイブ

法的またはその他の事由により、履歴の保存を目的に取得する情報のことをいう。

エスクロー

第三者に預けること（寄託）をいう。

鍵ペア

公開鍵暗号方式において、私有鍵と公開鍵から構成される鍵の対のことをいう。

JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (変更履歴付き)	JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (整形版)	備考
<p><u>監査ログ</u> 認証局システムへのアクセスや不正操作の有無を検査するために記録される認証局システムの動作履歴やアクセス履歴等をいう。</p> <p><u>公開鍵</u> 公開鍵暗号方式において用いられる鍵ペアの一方をいい、私有鍵に対応し、通信相手の相手方に公開される鍵のことをいう。</p> <p><u>私有鍵</u> 公開鍵暗号方式において用いられる鍵ペアの一方をいい、公開鍵に対応する本人のみが保有する鍵のことをいう。「秘密鍵」ともいう。</p> <p><u>指定事業者</u> 当社が提供するサーバー証明書発行サービスに関して、当社の認定する事業者のことをいう。</p> <p><u>タイムスタンプ</u> 電子ファイルの作成日時やシステムが処理を実行した日時等を記録したデータのことをいう。</p> <p><u>電子証明書</u> ある公開鍵を、記載された者が保有することを証明する電子データのことをいう。CA が電子署名を施すことで、その正当性が保証される。</p> <p><u>リポジトリ</u> CA 証明書および CRL 等を格納し公表するデータベースのことをいう。</p> <p>(2) 「A」～「Z」 <u>CA (Certification Authority) : 認証局</u> 証明書の発行・更新・失効、失効情報の開示、OCSP (Online Certificate Status Protocol) サーバーによる証明書ステータス情報の提供および保管、CA 私有鍵の生成・保護および証明書利用者の登録等を行う主体のことをいう。</p> <p><u>CAA (Certificate Authority Authorization)</u> ドメインを使用する権限において、DNS レコードの中にドメインに対して証明書を発行できる認証局情報を記述し、意図しない認証局からの証明書誤発行を防ぐ機能のことをいう。本機能は RFC 6844 で規定されている。</p>	<p><u>監査ログ</u> 認証局システムへのアクセスや不正操作の有無を検査するために記録される認証局システムの動作履歴やアクセス履歴等をいう。</p> <p><u>公開鍵</u> 公開鍵暗号方式において用いられる鍵ペアの一方をいい、私有鍵に対応し、通信相手の相手方に公開される鍵のことをいう。</p> <p><u>私有鍵</u> 公開鍵暗号方式において用いられる鍵ペアの一方をいい、公開鍵に対応する本人のみが保有する鍵のことをいう。「秘密鍵」ともいう。</p> <p><u>指定事業者</u> 当社が提供するサーバー証明書発行サービスに関して、当社の認定する事業者のことをいう。</p> <p><u>タイムスタンプ</u> 電子ファイルの作成日時やシステムが処理を実行した日時等を記録したデータのことをいう。</p> <p><u>電子証明書</u> ある公開鍵を、記載された者が保有することを証明する電子データのことをいう。CA が電子署名を施すことで、その正当性が保証される。</p> <p><u>リポジトリ</u> CA 証明書および CRL 等を格納し公表するデータベースのことをいう。</p> <p>(2) 「A」～「Z」 <u>CA (Certification Authority) : 認証局</u> 証明書の発行・更新・失効、失効情報の開示、OCSP (Online Certificate Status Protocol) サーバーによる証明書ステータス情報の提供および保管、CA 私有鍵の生成・保護および証明書利用者の登録等を行う主体のことをいう。</p> <p><u>CAA (Certificate Authority Authorization)</u> ドメインを使用する権限において、DNS レコードの中にドメインに対して証明書を発行できる認証局情報を記述し、意図しない認証局からの証明書誤発行を防ぐ機能のことをいう。本機能は RFC 6844 で規定されている。</p>	

JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (変更履歴付き)	JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (整形版)	備考
<p><u>CP (Certificate Policy) : 証明書ポリシー</u> CAが発行する証明書の種類、発行対象、用途、申込手続、発行基準等、証明書に関する事項を規定する文書のことをいう。</p> <p><u>CPS (Certification Practices Statement) : 認証局運用規定</u> CAを運用する上での諸手続、セキュリティ基準等、CAの運用を規定する文書のことをいう。</p> <p><u>CRL (Certificate Revocation List) : 証明書失効リスト</u> 証明書の有効期間中に、証明書記載内容の変更、私有鍵の危殆化等の事由により失効された証明書情報が記載されたリストのことをいう。</p> <p><u>CT (Certificate Transparency)</u> RFC 6962で規定された、発行された証明書の情報を監視・監査するためにログサーバー (CT ログサーバー) に証明書の情報を登録し、公開する仕組みのことをいう。</p> <p><u>FIPS140-2</u> 米国 NIST (National Institute of Standards and Technology) が策定した暗号モジュールに関するセキュリティ認定基準のことをいう。最低レベル1から最高レベル4まで定義されている。</p> <p><u>HSM (Hardware Security Module)</u> 私有鍵の生成、保管、利用などにおいて、セキュリティを確保する目的で使用する耐タンパー機能を備えた暗号装置のことをいう。</p> <p><u>NTP (Network Time Protocol)</u> コンピュータの内部時計を、ネットワークを介して正しく調整するプロトコルのことをいう。</p> <p><u>OID (Object Identifier) : オブジェクト識別子</u> ネットワークの相互接続性やサービス等の一意性を維持管理するための枠組みであり、国際的な登録機関に登録された、世界中のネットワーク間で一意となる数字のことをいう。</p> <p><u>OCSP (Online Certificate Status Protocol)</u> 証明書のステータス情報をリアルタイムに提供するプロトコルのことをいう。</p> <p><u>PKI (Public Key Infrastructure) : 公開鍵基盤</u> 電子署名、暗号化、認証といったセキュリティ技術を実現するための、公開鍵暗号方式という暗号技術を用いる基盤のことをいう。</p>	<p><u>CP (Certificate Policy) : 証明書ポリシー</u> CAが発行する証明書の種類、発行対象、用途、申込手続、発行基準等、証明書に関する事項を規定する文書のことをいう。</p> <p><u>CPS (Certification Practices Statement) : 認証局運用規定</u> CAを運用する上での諸手続、セキュリティ基準等、CAの運用を規定する文書のことをいう。</p> <p><u>CRL (Certificate Revocation List) : 証明書失効リスト</u> 証明書の有効期間中に、証明書記載内容の変更、私有鍵の危殆化等の事由により失効された証明書情報が記載されたリストのことをいう。</p> <p><u>CT (Certificate Transparency)</u> RFC 6962で規定された、発行された証明書の情報を監視・監査するためにログサーバー (CT ログサーバー) に証明書の情報を登録し、公開する仕組みのことをいう。</p> <p><u>FIPS140-2</u> 米国 NIST (National Institute of Standards and Technology) が策定した暗号モジュールに関するセキュリティ認定基準のことをいう。最低レベル1から最高レベル4まで定義されている。</p> <p><u>HSM (Hardware Security Module)</u> 私有鍵の生成、保管、利用などにおいて、セキュリティを確保する目的で使用する耐タンパー機能を備えた暗号装置のことをいう。</p> <p><u>NTP (Network Time Protocol)</u> コンピュータの内部時計を、ネットワークを介して正しく調整するプロトコルのことをいう。</p> <p><u>OID (Object Identifier) : オブジェクト識別子</u> ネットワークの相互接続性やサービス等の一意性を維持管理するための枠組みであり、国際的な登録機関に登録された、世界中のネットワーク間で一意となる数字のことをいう。</p> <p><u>OCSP (Online Certificate Status Protocol)</u> 証明書のステータス情報をリアルタイムに提供するプロトコルのことをいう。</p> <p><u>PKI (Public Key Infrastructure) : 公開鍵基盤</u> 電子署名、暗号化、認証といったセキュリティ技術を実現するための、公開鍵暗号方式という暗号技術を用いる基盤のことをいう。</p>	<p>脱字を修正</p>

JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (変更履歴付き)	JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (整形版)	備考
<p><u>RA (登録局) (Registration Authority) : 登録機関</u> CA の業務のうち、証明書の発行、取消を申請する申請者の実在性確認、本人性確認の審査、証明書発行に必要な情報の登録、CA に対する証明書発行要求等を行う主体のことをいう。</p> <p><u>RFC 3647 (Request For Comments 3647)</u> インターネットに関する技術の標準を定める団体である IETF (Internet Engineering Task Force) が発行する文書であり、CP/CPS のフレームワークを規定した文書のことをいう。</p> <p><u>RFC 5280 (Request For Comments 5280)</u> インターネットに関する技術の標準を定める団体である IETF (Internet Engineering Task Force) が発行する文書であり、公開鍵基盤について規定した文書のことをいう。</p> <p><u>RSA</u> 公開鍵暗号方式として普及している最も標準的な暗号技術のひとつである。</p> <p><u>SHA-1 (Secure Hash Algorithm 1)</u> 電子署名に使われるハッシュ関数 (要約関数) のひとつである。ハッシュ関数とは、与えられた原文から固定長のビット列を生成する演算手法をいう。ビット長は 160 ビット。データの送信側と受信側でハッシュ値を比較することで、通信途中で原文が改ざんされていないかを検出することができる。</p> <p><u>SHA-256 (Secure Hash Algorithm 256)</u> 電子署名に使われるハッシュ関数 (要約関数) のひとつである。ビット長は 256 ビット。データの送信側と受信側でハッシュ値を比較することで、通信途中で原文が改ざんされていないかを検出することができる。</p>	<p><u>RA (登録局) (Registration Authority) : 登録機関</u> CA の業務のうち、証明書の発行、取消を申請する申請者の実在性確認、本人性確認の審査、証明書発行に必要な情報の登録、CA に対する証明書発行要求等を行う主体のことをいう。</p> <p><u>RFC 3647 (Request For Comments 3647)</u> インターネットに関する技術の標準を定める団体である IETF (Internet Engineering Task Force) が発行する文書であり、CP/CPS のフレームワークを規定した文書のことをいう。</p> <p><u>RFC 5280 (Request For Comments 5280)</u> インターネットに関する技術の標準を定める団体である IETF (Internet Engineering Task Force) が発行する文書であり、公開鍵基盤について規定した文書のことをいう。</p> <p><u>RSA</u> 公開鍵暗号方式として普及している最も標準的な暗号技術のひとつである。</p> <p><u>SHA-1 (Secure Hash Algorithm 1)</u> 電子署名に使われるハッシュ関数 (要約関数) のひとつである。ハッシュ関数とは、与えられた原文から固定長のビット列を生成する演算手法をいう。ビット長は 160 ビット。データの送信側と受信側でハッシュ値を比較することで、通信途中で原文が改ざんされていないかを検出することができる。</p> <p><u>SHA-256 (Secure Hash Algorithm 256)</u> 電子署名に使われるハッシュ関数 (要約関数) のひとつである。ビット長は 256 ビット。データの送信側と受信側でハッシュ値を比較することで、通信途中で原文が改ざんされていないかを検出することができる。</p>	
<h2>2. 公開とリポジトリの責任</h2> <h3>2.1 リポジトリ</h3> <p>本 CA は、リポジトリを 24 時間 365 日利用できるよう維持管理を行う。ただし、利用可能な時間帯においてもシステム保守等により、利用できない場合がある。</p> <h3>2.2 情報の公開</h3> <p>本 CA は、CRL、本 CPS および CP をリポジトリ上に公開し、証明書利用者および検証者がオンラインによって閲覧可能となるようにする。</p>	<h2>2. 公開とリポジトリの責任</h2> <h3>2.1 リポジトリ</h3> <p>本 CA は、リポジトリを 24 時間 365 日利用できるよう維持管理を行う。ただし、利用可能な時間帯においてもシステム保守等により、利用できない場合がある。</p> <h3>2.2 情報の公開</h3> <p>本 CA は、CRL、本 CPS および CP をリポジトリ上に公開し、証明書利用者および検証者がオンラインによって閲覧可能となるようにする。</p>	

2.3 公開の時期または頻度

本 CPS は、改訂の都度、リポジトリ上に公開する。

2.4 リポジトリへのアクセス管理

本項については、CP に規定する。

3. 識別と認証

3.1 名前決定

3.1.1 名前の種類

本項については、CP に規定する。

3.1.2 名前が意味を持つことの必要性

本項については、CP に規定する。

3.1.3 証明書利用者の匿名性または仮名性

本項については、CP に規定する。

3.1.4 様々な名前形式を解釈するための規則

本項については、CP に規定する。

3.1.5 名前の一意性

本項については、CP に規定する。

3.1.6 商標の認識、認証および役割

本項については、CP に規定する。

3.2 初回の本人性確認

3.2.1 私有鍵の所持を証明する方法

本項については、CP に規定する。

3.2.2 組織とドメイン名の認証

本項については、CP に規定する。

3.2.3 個人の認証

本項については、CP に規定する。

3.2.4 検証されない証明書利用者の情報

本項については、CP に規定する。

2.3 公開の時期または頻度

本 CPS は、改訂の都度、リポジトリ上に公開する。

2.4 リポジトリへのアクセス管理

本項については、CP に規定する。

3. 識別と認証

3.1 名前決定

3.1.1 名前の種類

本項については、CP に規定する。

3.1.2 名前が意味を持つことの必要性

本項については、CP に規定する。

3.1.3 証明書利用者の匿名性または仮名性

本項については、CP に規定する。

3.1.4 様々な名前形式を解釈するための規則

本項については、CP に規定する。

3.1.5 名前の一意性

本項については、CP に規定する。

3.1.6 商標の認識、認証および役割

本項については、CP に規定する。

3.2 初回の本人性確認

3.2.1 私有鍵の所持を証明する方法

本項については、CP に規定する。

3.2.2 組織とドメイン名の認証

本項については、CP に規定する。

3.2.3 個人の認証

本項については、CP に規定する。

3.2.4 検証されない証明書利用者の情報

本項については、CP に規定する。

3.2.5 権限の正当性確認

本項については、CPに規定する。

3.2.6 相互運用の基準

本項については、CPに規定する。

3.3 鍵更新申請時の本人性確認と認証

3.3.1 通常の鍵更新時における本人性確認と認証

本項については、CPに規定する。

3.3.2 証明書失効後の鍵更新時における本人性確認と認証

本項については、CPに規定する。

3.4 失効申請時の本人性確認と認証

本項については、CPに規定する。

4. 証明書のライフサイクルに対する運用上の要件

4.1 証明書申請

4.1.1 証明書申請を提出することができる者

本項については、CPに規定する。

4.1.2 申請手続および責任

本項については、CPに規定する。

4.2 証明書申請手続

4.2.1 本人性確認と認証の実施

本項については、CPに規定する。

4.2.2 証明書申請の承認または却下

本項については、CPに規定する。

4.2.3 証明書申請の処理時間

本項については、CPに規定する。

4.2.4 CAA レコードの確認

本項については、CPに規定する。

3.2.5 権限の正当性確認

本項については、CPに規定する。

3.2.6 相互運用の基準

本項については、CPに規定する。

3.3 鍵更新申請時の本人性確認と認証

3.3.1 通常の鍵更新時における本人性確認と認証

本項については、CPに規定する。

3.3.2 証明書失効後の鍵更新時における本人性確認と認証

本項については、CPに規定する。

3.4 失効申請時の本人性確認と認証

本項については、CPに規定する。

4. 証明書のライフサイクルに対する運用上の要件

4.1 証明書申請

4.1.1 証明書申請を提出することができる者

本項については、CPに規定する。

4.1.2 申請手続および責任

本項については、CPに規定する。

4.2 証明書申請手続

4.2.1 本人性確認と認証の実施

本項については、CPに規定する。

4.2.2 証明書申請の承認または却下

本項については、CPに規定する。

4.2.3 証明書申請の処理時間

本項については、CPに規定する。

4.2.4 CAA レコードの確認

本項については、CPに規定する。

4.3 証明書の発行

4.3.1 証明書発行時の処理手続

本項については、CPに規定する。

4.3.2 証明書利用者への証明書発行通知

本項については、CPに規定する。

4.4 証明書の受領確認

4.4.1 証明書の受領確認手続

本項については、CPに規定する。

4.4.2 認証局による証明書の公開

本項については、CPに規定する。

4.4.3 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知

本項については、CPに規定する。

4.5 鍵ペアおよび証明書の用途

4.5.1 証明書利用者の私有鍵および証明書の用途

本項については、CPに規定する。

4.5.2 検証者の公開鍵および証明書の用途

本項については、CPに規定する。

4.6 鍵更新を伴わない証明書の更新

4.6.1 鍵更新を伴わない証明書の更新事由

本項については、CPに規定する。

4.6.2 証明書の更新申請を行うことができる者

本項については、CPに規定する。

4.6.3 証明書の更新申請の処理手続

本項については、CPに規定する。

4.6.4 証明書利用者に対する新しい証明書発行通知

本項については、CPに規定する。

4.6.5 更新された証明書の受領確認手続

本項については、CPに規定する。

4.3 証明書の発行

4.3.1 証明書発行時の処理手続

本項については、CPに規定する。

4.3.2 証明書利用者への証明書発行通知

本項については、CPに規定する。

4.4 証明書の受領確認

4.4.1 証明書の受領確認手続

本項については、CPに規定する。

4.4.2 認証局による証明書の公開

本項については、CPに規定する。

4.4.3 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知

本項については、CPに規定する。

4.5 鍵ペアおよび証明書の用途

4.5.1 証明書利用者の私有鍵および証明書の用途

本項については、CPに規定する。

4.5.2 検証者の公開鍵および証明書の用途

本項については、CPに規定する。

4.6 鍵更新を伴わない証明書の更新

4.6.1 鍵更新を伴わない証明書の更新事由

本項については、CPに規定する。

4.6.2 証明書の更新申請を行うことができる者

本項については、CPに規定する。

4.6.3 証明書の更新申請の処理手続

本項については、CPに規定する。

4.6.4 証明書利用者に対する新しい証明書発行通知

本項については、CPに規定する。

4.6.5 更新された証明書の受領確認手続

本項については、CPに規定する。

<p>4.6.6 認証局による更新された証明書の公開 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.6.7 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.7 鍵更新を伴う証明書の更新</p> <p>4.7.1 鍵更新を伴う証明書の更新事由 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.7.2 新しい証明書の申請を行うことができる者 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.7.3 鍵更新を伴う証明書の更新申請の処理手続 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.7.4 証明書利用者に対する新しい証明書の通知 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.7.5 鍵更新された証明書の受領確認手続 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.7.6 認証局による鍵更新済みの証明書の公開 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.7.7 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.8 証明書の変更</p> <p>4.8.1 証明書の変更事由 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.8.2 証明書の変更申請を行うことができる者 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.8.3 証明書の変更申請の処理手続 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.8.4 証明書利用者に対する新しい証明書発行通知 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.8.5 変更された証明書の受領確認手続</p>	<p>4.6.6 認証局による更新された証明書の公開 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.6.7 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.7 鍵更新を伴う証明書の更新</p> <p>4.7.1 鍵更新を伴う証明書の更新事由 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.7.2 新しい証明書の申請を行うことができる者 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.7.3 鍵更新を伴う証明書の更新申請の処理手続 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.7.4 証明書利用者に対する新しい証明書の通知 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.7.5 鍵更新された証明書の受領確認手続 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.7.6 認証局による鍵更新済みの証明書の公開 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.7.7 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.8 証明書の変更</p> <p>4.8.1 証明書の変更事由 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.8.2 証明書の変更申請を行うことができる者 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.8.3 証明書の変更申請の処理手続 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.8.4 証明書利用者に対する新しい証明書発行通知 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.8.5 変更された証明書の受領確認手続</p>	
--	--	--

JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (変更履歴付き)	JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (整形版)	備考
<p>本項については、CPに規定する。</p> <p>4.8.6 認証局による変更された証明書の公開 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.8.7 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9 証明書の失効と一時停止</p> <p>4.9.1 証明書失効事由 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.2 証明書失効を申請することができる者 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.3 失効申請手続 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.4 失効申請の猶予期間 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.5 認証局が失効申請を処理しなければならない期間 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.6 失効調査の要求 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.7 証明書失効リストの発行頻度 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.8 証明書失効リストの発行最大遅延時間 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.9 オンラインでの失効/ステータス確認の利用可能性 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.10 オンラインでの失効/ステータス確認を行うための要件 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.11 利用可能な失効情報の他の形式 本項については、CPに規定する。</p>	<p>本項については、CPに規定する。</p> <p>4.8.6 認証局による変更された証明書の公開 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.8.7 他のエンティティに対する認証局の証明書発行通知 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9 証明書の失効と一時停止</p> <p>4.9.1 証明書失効事由 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.2 証明書失効を申請することができる者 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.3 失効申請手続 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.4 失効申請の猶予期間 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.5 認証局が失効申請を処理しなければならない期間 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.6 失効調査の要求 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.7 証明書失効リストの発行頻度 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.8 証明書失効リストの発行最大遅延時間 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.9 オンラインでの失効/ステータス確認の利用可能性 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.10 オンラインでの失効/ステータス確認を行うための要件 本項については、CPに規定する。</p> <p>4.9.11 利用可能な失効情報の他の形式 本項については、CPに規定する。</p>	

4.9.12 鍵の危殆化に対する特別要件

本項については、CPに規定する。

4.9.13 証明書の一時的停止事由

本項については、CPに規定する。

4.9.14 証明書の一時的停止を申請することができる者

本項については、CPに規定する。

4.9.15 証明書の一時的停止申請手続

本項については、CPに規定する。

4.9.16 一時的停止を継続することができる期間

本項については、CPに規定する。

4.10 証明書のステータス確認サービス

4.10.1 運用上の特徴

本項については、CPに規定する。

4.10.2 サービスの利用可能性

本項については、CPに規定する。

4.10.3 オプションな仕様

本項については、CPに規定する。

4.11 加入（登録）の終了

本項については、CPに規定する。

4.12 キーエスクローと鍵回復

4.12.1 キーエスクローと鍵回復ポリシーおよび実施

本項については、CPに規定する。

4.12.2 セッションキーのカプセル化と鍵回復のポリシーおよび実施

本項については、CPに規定する。

5. 設備上、運営上、運用上の管理

5.1 物理的セキュリティ管理

4.9.12 鍵の危殆化に対する特別要件

本項については、CPに規定する。

4.9.13 証明書の一時的停止事由

本項については、CPに規定する。

4.9.14 証明書の一時的停止を申請することができる者

本項については、CPに規定する。

4.9.15 証明書の一時的停止申請手続

本項については、CPに規定する。

4.9.16 一時的停止を継続することができる期間

本項については、CPに規定する。

4.10 証明書のステータス確認サービス

4.10.1 運用上の特徴

本項については、CPに規定する。

4.10.2 サービスの利用可能性

本項については、CPに規定する。

4.10.3 オプションな仕様

本項については、CPに規定する。

4.11 加入（登録）の終了

本項については、CPに規定する。

4.12 キーエスクローと鍵回復

4.12.1 キーエスクローと鍵回復ポリシーおよび実施

本項については、CPに規定する。

4.12.2 セッションキーのカプセル化と鍵回復のポリシーおよび実施

本項については、CPに規定する。

5. 設備上、運営上、運用上の管理

5.1 物理的セキュリティ管理

5.1.1 立地場所および構造

当社は、本 CA のシステムをセキュアなデータセンター内に設置する。データセンターは、水害、地震、火災、その他の災害の被害を容易に受けない場所に建設されており、かつ建物の構造上も、これら災害防止のための対策を講じている。

5.1.2 物理的アクセス

当社は、本 CA のシステムの重要性に応じて、物理的なアクセス制御および電子的なアクセス制御を組み合わせた適切なセキュリティコントロールを構築する。また、監視カメラ、各種センサーを設置し、認証基盤システムへのアクセスを監視する。

5.1.3 電源および空調

データセンターでは、瞬断および長時間の停電時においても本 CA のシステムの運用を可能とするために、無停電電源装置および自家発電装置による電源対策を施している。

また、本 CA のシステムは、空気調和機により最適な温度、湿度を一定に保つことが可能な環境下に設置する。

5.1.4 水害対策

本 CA は、水害対策として、本 CA のシステムを建物の二階以上に設置する。また、防水対策として、本 CA のシステムを設置する室には漏水検知器を設置する。

5.1.5 火災対策

本 CA のシステムを設置する室は、防火壁によって区画された防火区画とし、火災報知機および消火設備を設置する。

5.1.6 媒体保管

本 CA は、アーカイブデータ、バックアップデータを含む認証業務を行ううえで必要な情報を、適切な入退管理が行われた室内の保管庫に保存するとともに、毀損、滅失防止のための措置を施す。

5.1.7 廃棄処理

本 CA は、機密情報を含む書類および電子媒体の廃棄を、情報の初期化、裁断等により行う。

5.1.8 オフサイトバックアップ

本 CA は、本 CA のシステムの運用のために必要なデータ、機器等を、遠隔地に保管するかまたは調達できる手段を講ずる。

5.2 手続的管理

5.2.1 信頼される役割

本 CA のシステムの運用に関わる役割を以下に示す。

- (1) サービス責任者
- ・ CA 全体の統括

5.1.1 立地場所および構造

当社は、本 CA のシステムをセキュアなデータセンター内に設置する。データセンターは、水害、地震、火災、その他の災害の被害を容易に受けない場所に建設されており、かつ建物の構造上も、これら災害防止のための対策を講じている。

5.1.2 物理的アクセス

当社は、本 CA のシステムの重要性に応じて、物理的なアクセス制御および電子的なアクセス制御を組み合わせた適切なセキュリティコントロールを構築する。また、監視カメラ、各種センサーを設置し、認証基盤システムへのアクセスを監視する。

5.1.3 電源および空調

データセンターでは、瞬断および長時間の停電時においても本 CA のシステムの運用を可能とするために、無停電電源装置および自家発電装置による電源対策を施している。

また、本 CA のシステムは、空気調和機により最適な温度、湿度を一定に保つことが可能な環境下に設置する。

5.1.4 水害対策

本 CA は、水害対策として、本 CA のシステムを建物の二階以上に設置する。また、防水対策として、本 CA のシステムを設置する室には漏水検知器を設置する。

5.1.5 火災対策

本 CA のシステムを設置する室は、防火壁によって区画された防火区画とし、火災報知機および消火設備を設置する。

5.1.6 媒体保管

本 CA は、アーカイブデータ、バックアップデータを含む認証業務を行ううえで必要な情報を、適切な入退管理が行われた室内の保管庫に保存するとともに、毀損、滅失防止のための措置を施す。

5.1.7 廃棄処理

本 CA は、機密情報を含む書類および電子媒体の廃棄を、情報の初期化、裁断等により行う。

5.1.8 オフサイトバックアップ

本 CA は、本 CA のシステムの運用のために必要なデータ、機器等を、遠隔地に保管するかまたは調達できる手段を講ずる。

5.2 手続的管理

5.2.1 信頼される役割

本 CA のシステムの運用に関わる役割を以下に示す。

- (1) サービス責任者
- ・ CA 全体の統括

JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (変更履歴付き)	JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (整形版)	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス管理者の任命 (2) サービス管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・ CA 業務責任者、RA 業務責任者の任命 (3) CA 業務責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・ CA 業務の統括 ・ CA のシステムの変更、運用手続変更の承認 (4) CA 業務管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・ CA 業務担当者への作業指示 ・ CA 私有鍵に関する作業立会い ・ CA 業務の全般管理 (5) CA 業務担当者 <ul style="list-style-type: none"> ・ CA サーバ、リポジトリサーバ等 CA のシステムの維持管理 ・ CA 私有鍵の活性化、非活性化等の操作 (6) RA 業務責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・ RA 業務の統括 (7) RA 業務管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・ RA 業務担当者への作業指示 ・ RA 業務の遂行管理 (8) RA 業務担当者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書申請における情報の検証 ・ 証明書申請、失効要求、更新要求の承認、拒絶その他の処理 ・ その他、RA 業務管理者の指示に基づく証明書発行審査の遂行 (9) ログ検査者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入退室ログ、システムログ等の検査 <p>5.2.2 職務ごとに必要とされる人数</p> <p>本 CA は、サービス提供に支障をきたさないよう、サービス責任者、サービス管理者、CA 業務責任者、RA 業務責任者を除く本 CPS「5.2.1.信頼される役割」に記載する役割に関し、役割ごとに 1 名以上の要員を配置する。なお、CA 私有鍵の操作等の重要な業務については複数名の要員で行う。</p> <p>5.2.3 個々の役割に対する本人性確認と認証</p> <p>本 CA は、本 CA のシステムへのアクセスに関し、物理的または論理的な方法によってアクセス権限者の識別と認証、および認可された権限の操作であることを確認する。</p> <p>5.2.4 職務分割が必要となる役割</p> <p>本 CPS「5.2.1.信頼される役割」に記載する役割は、原則として異なる要員がその役割を担う。なお、CA 業務管理者および RA 業務管理者については、ログ検査者との兼務を可能とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス管理者の任命 (2) サービス管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・ CA 業務責任者、RA 業務責任者の任命 (3) CA 業務責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・ CA 業務の統括 ・ CA のシステムの変更、運用手続変更の承認 (4) CA 業務管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・ CA 業務担当者への作業指示 ・ CA 私有鍵に関する作業立会い ・ CA 業務の全般管理 (5) CA 業務担当者 <ul style="list-style-type: none"> ・ CA サーバ、リポジトリサーバ等 CA のシステムの維持管理 ・ CA 私有鍵の活性化、非活性化等の操作 (6) RA 業務責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・ RA 業務の統括 (7) RA 業務管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・ RA 業務担当者への作業指示 ・ RA 業務の遂行管理 (8) RA 業務担当者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書申請における情報の検証 ・ 証明書申請、失効要求、更新要求の承認、拒絶その他の処理 ・ その他、RA 業務管理者の指示に基づく証明書発行審査の遂行 (9) ログ検査者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入退室ログ、システムログ等の検査 <p>5.2.2 職務ごとに必要とされる人数</p> <p>本 CA は、サービス提供に支障をきたさないよう、サービス責任者、サービス管理者、CA 業務責任者、RA 業務責任者を除く本 CPS「5.2.1.信頼される役割」に記載する役割に関し、役割ごとに 1 名以上の要員を配置する。なお、CA 私有鍵の操作等の重要な業務については複数名の要員で行う。</p> <p>5.2.3 個々の役割に対する本人性確認と認証</p> <p>本 CA は、本 CA のシステムへのアクセスに関し、物理的または論理的な方法によってアクセス権限者の識別と認証、および認可された権限の操作であることを確認する。</p> <p>5.2.4 職務分割が必要となる役割</p> <p>本 CPS「5.2.1.信頼される役割」に記載する役割は、原則として異なる要員がその役割を担う。なお、CA 業務管理者および RA 業務管理者については、ログ検査者との兼務を可能とする。</p>	

5.3 人事的管理

5.3.1 資格、経験および身分証明の要件

本 CPS「5.2.1.信頼される役割」に記載する役割を担う者は、当社の定めた採用基準に基づき採用された従業員等とする。

本 CA のシステムを直接操作する担当者には、専門のトレーニングを受け、PKI の概要とシステムの操作方法等を理解している者を配置する。

5.3.2 適性調査

本 CA は、本 CPS「5.2.1.信頼される役割」に記載する役割を担う者の信頼性と適性を任命時および定期的に評価する。

5.3.3 教育要件

本 CPS「5.2.1.信頼される役割」に記載する役割を担う者は、役割に就く前に本 CA のシステムの運用に必要な教育を受け、以降、必要に応じ、役割に応じた教育・訓練を受ける。また、業務手順に変更がある場合はその変更に関わる教育・訓練を受ける。

5.3.4 再教育の頻度および要件

本 CPS「5.2.1.信頼される役割」に記載する役割を担う者は、必要に応じ再トレーニングを受ける。

5.3.5 仕事のローテーションの頻度および順序

本 CA は、サービス品質の維持、向上および不正防止の観点から、必要に応じて要員のジョブローテーションを行う。

5.3.6 認められていない行動に対する制裁

就業規則に従い、処罰が課せられる。

5.3.7 業務委託先の管理

当社は、本 CA のシステムの運用の一部を外部組織に委託する場合、業務委託先との契約によって、業務委託先のもとで運用業務が適切に行われていることを確認する。

5.3.8 要員へ提供される資料

要員は、関連する業務上必要な文書のみ閲覧をすることができる。

5.4 監査ログの手続

5.4.1 記録されるイベントの種類

本 CA は、監査ログとして以下の記録を収集する。

(1) 本 CA のシステムに関するログ

- ・ CA の私有鍵の操作
- ・ CA のシステムの起動・停止

5.3 人事的管理

5.3.1 資格、経験および身分証明の要件

本 CPS「5.2.1.信頼される役割」に記載する役割を担う者は、当社の定めた採用基準に基づき採用された従業員等とする。

本 CA のシステムを直接操作する担当者には、専門のトレーニングを受け、PKI の概要とシステムの操作方法等を理解している者を配置する。

5.3.2 適性調査

本 CA は、本 CPS「5.2.1.信頼される役割」に記載する役割を担う者の信頼性と適性を任命時および定期的に評価する。

5.3.3 教育要件

本 CPS「5.2.1.信頼される役割」に記載する役割を担う者は、役割に就く前に本 CA のシステムの運用に必要な教育を受け、以降、必要に応じ、役割に応じた教育・訓練を受ける。また、業務手順に変更がある場合はその変更に関わる教育・訓練を受ける。

5.3.4 再教育の頻度および要件

本 CPS「5.2.1.信頼される役割」に記載する役割を担う者は、必要に応じ再トレーニングを受ける。

5.3.5 仕事のローテーションの頻度および順序

本 CA は、サービス品質の維持、向上および不正防止の観点から、必要に応じて要員のジョブローテーションを行う。

5.3.6 認められていない行動に対する制裁

就業規則に従い、処罰が課せられる。

5.3.7 業務委託先の管理

当社は、本 CA のシステムの運用の一部を外部組織に委託する場合、業務委託先との契約によって、業務委託先のもとで運用業務が適切に行われていることを確認する。

5.3.8 要員へ提供される資料

要員は、関連する業務上必要な文書のみ閲覧をすることができる。

5.4 監査ログの手続

5.4.1 記録されるイベントの種類

本 CA は、監査ログとして以下の記録を収集する。

(1) 本 CA のシステムに関するログ

- ・ CA の私有鍵の操作
- ・ CA のシステムの起動・停止

JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (変更履歴付き)	JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (整形版)	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・データベースの操作 ・権限設定の履歴 ・証明書の発行、失効の処理履歴 ・CRL の発行の処理履歴 <p>(2) 入退室・ネットワークに関するログ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CA のシステムを設置する室への入退室に関する記録 ・CA のシステムへの不正アクセスに関する記録 <p>監査ログは、以下の項目を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日付 ・時刻 ・イベントを発生させた主体 ・イベントの内容 <p>5.4.2 監査ログを処理する頻度</p> <p>本 CA は、監査ログを定期的に確認する。</p> <p>5.4.3 監査ログを保持する期間</p> <p>本 CA は、本 CA のシステムに関する監査ログを、アーカイブとして最低 10 年保存する。入退室、ネットワークに関するログについては最低 1 年間保存する。</p> <p>5.4.4 監査ログの保護</p> <p>本 CA は、認可された者のみが監査ログにアクセスすることができるよう、適切なアクセスコントロールを採用し、許可されていない者が閲覧できないようにする。</p> <p>5.4.5 監査ログのバックアップ手続</p> <p>監査ログはオフラインの記録媒体にバックアップとして取得し、それらの媒体を安全な場所に保管する。</p> <p>5.4.6 監査ログの収集システム</p> <p>監査ログの収集システムは、本 CA のシステムの機能に含まれている。</p> <p>5.4.7 イベントを起こした者への通知</p> <p>本 CA は、監査ログの収集を、事象を発生させた人、システムまたはアプリケーションに対して通知することなく行う。</p> <p>5.4.8 脆弱性評価</p> <p>本 CA は、監査ログの検査結果をもとに、運用面およびシステム動作面におけるセキュリティ上の脆弱性を評価するとともに、必要に応じて最新の実装可能なセキュリティテクノロジーの導入等、セキュリティ対策の見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・データベースの操作 ・権限設定の履歴 ・証明書の発行、失効の処理履歴 ・CRL の発行の処理履歴 <p>(2) 入退室・ネットワークに関するログ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CA のシステムを設置する室への入退室に関する記録 ・CA のシステムへの不正アクセスに関する記録 <p>監査ログは、以下の項目を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日付 ・時刻 ・イベントを発生させた主体 ・イベントの内容 <p>5.4.2 監査ログを処理する頻度</p> <p>本 CA は、監査ログを定期的に確認する。</p> <p>5.4.3 監査ログを保持する期間</p> <p>本 CA は、本 CA のシステムに関する監査ログを、アーカイブとして最低 10 年保存する。入退室、ネットワークに関するログについては最低 1 年間保存する。</p> <p>5.4.4 監査ログの保護</p> <p>本 CA は、認可された者のみが監査ログにアクセスすることができるよう、適切なアクセスコントロールを採用し、許可されていない者が閲覧できないようにする。</p> <p>5.4.5 監査ログのバックアップ手続</p> <p>監査ログはオフラインの記録媒体にバックアップとして取得し、それらの媒体を安全な場所に保管する。</p> <p>5.4.6 監査ログの収集システム</p> <p>監査ログの収集システムは、本 CA のシステムの機能に含まれている。</p> <p>5.4.7 イベントを起こした者への通知</p> <p>本 CA は、監査ログの収集を、事象を発生させた人、システムまたはアプリケーションに対して通知することなく行う。</p> <p>5.4.8 脆弱性評価</p> <p>本 CA は、監査ログの検査結果をもとに、運用面およびシステム動作面におけるセキュリティ上の脆弱性を評価するとともに、必要に応じて最新の実装可能なセキュリティテクノロジーの導入等、セキュリティ対策の見直しを行う。</p>	

5.5 記録の保管

5.5.1 アーカイブの種類

本 CA は、本 CPS「5.4.1.記録されるイベントの種類」の本 CA のシステムに関するログに加えて、次の情報をアーカイブとして保存する。

- ・発行した証明書および CRL
- ・本 CPS
- ・本 CPS に基づき作成された認証局の業務運用を規定する文書
- ・認証業務を他に委託する場合には、委託契約に関する書類
- ・監査の実施結果に関する記録および監査報告書

5.5.2 アーカイブ保存期間

本 CA は、アーカイブを最低 10 年間保存する。

5.5.3 アーカイブの保護

アーカイブは、許可された者以外がアクセスできないよう制限された施設において保管する。

5.5.4 アーカイブのバックアップ手続

証明書発行、取消または CRL の発行等、本 CA のシステムに関する重要なデータに変更がある場合は、適時、アーカイブのバックアップを取得する。

5.5.5 記録にタイムスタンプを付与する要件

本 CA は、NTP (Network Time Protocol) を使用して本 CA のシステムの時刻同期を行い、本 CA のシステム内で記録される重要な情報に対しタイムスタンプを付与する。

5.5.6 アーカイブ収集システム

アーカイブの収集システムは、本 CA のシステムの機能に含まれている。

5.5.7 アーカイブの検証手続

アーカイブは、セキュアな保管庫からアクセス権限者が入手し、定期的に媒体の保管状況の確認を行う。また必要に応じ、アーカイブの完全性および機密性の維持を目的として、新しい媒体への複製を行う。

5.6 鍵の切り替え

本項については、CP に規定する。

5.7 危殆化および災害からの復旧

5.7.1 事故および危殆化時の手続

本 CA は、事故および危殆化が発生した場合にすみやかに本 CA のシステムおよび関連する業務を復旧できるよう、以下を含む事故および危殆化に対する対応手続を策定する。

5.5 記録の保管

5.5.1 アーカイブの種類

本 CA は、本 CPS「5.4.1.記録されるイベントの種類」の本 CA のシステムに関するログに加えて、次の情報をアーカイブとして保存する。

- ・発行した証明書および CRL
- ・本 CPS
- ・本 CPS に基づき作成された認証局の業務運用を規定する文書
- ・認証業務を他に委託する場合には、委託契約に関する書類
- ・監査の実施結果に関する記録および監査報告書

5.5.2 アーカイブ保存期間

本 CA は、アーカイブを最低 10 年間保存する。

5.5.3 アーカイブの保護

アーカイブは、許可された者以外がアクセスできないよう制限された施設において保管する。

5.5.4 アーカイブのバックアップ手続

証明書発行、取消または CRL の発行等、本 CA のシステムに関する重要なデータに変更がある場合は、適時、アーカイブのバックアップを取得する。

5.5.5 記録にタイムスタンプを付与する要件

本 CA は、NTP (Network Time Protocol) を使用して本 CA のシステムの時刻同期を行い、本 CA のシステム内で記録される重要な情報に対しタイムスタンプを付与する。

5.5.6 アーカイブ収集システム

アーカイブの収集システムは、本 CA のシステムの機能に含まれている。

5.5.7 アーカイブの検証手続

アーカイブは、セキュアな保管庫からアクセス権限者が入手し、定期的に媒体の保管状況の確認を行う。また必要に応じ、アーカイブの完全性および機密性の維持を目的として、新しい媒体への複製を行う。

5.6 鍵の切り替え

本項については、CP に規定する。

5.7 危殆化および災害からの復旧

5.7.1 事故および危殆化時の手続

本 CA は、事故および危殆化が発生した場合にすみやかに本 CA のシステムおよび関連する業務を復旧できるよう、以下を含む事故および危殆化に対する対応手続を策定する。

JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (変更履歴付き)	JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (整形版)	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・本 CA 私有鍵の危殆化 ・ハードウェア、ソフトウェア、データ等の破損、故障 ・火災、地震等の災害 <p>5.7.2 ハードウェア、ソフトウェアまたはデータが破損した場合の手続</p> <p>本 CA は、本 CA のシステムのハードウェア、ソフトウェアまたはデータが破損した場合、バックアップ用として保管しているハードウェア、ソフトウェアまたはデータを使用して、すみやかに本 CA のシステムの復旧作業を行う。</p> <p>5.7.3 私有鍵が危殆化した場合の手続</p> <p>本 CA は、本 CA の私有鍵が危殆化したまたは危殆化のおそれがあると判断した場合、および災害等により本 CA のシステムの運用が中断、停止につながるような状況が発生した場合には、予め定められた計画、手順に従い、安全に運用を再開させる。</p> <p>5.7.4 災害後の事業継続性</p> <p>本 CA は、不測の事態が発生した場合にすみやかに復旧作業を実施できるよう、予め本 CA のシステムの代替機の確保、復旧に備えたバックアップデータの確保、復旧手続の策定等、可能な限りすみやかに本 CA のシステムを復旧するための対策を行う。</p> <p>5.8 認証局または登録局の終了</p> <p>本項については、CP に規定する。</p> <p>6. 技術的セキュリティ管理</p> <p>6.1 鍵ペアの生成およびインストール</p> <p>本項について、本 CPS では、本 CA の鍵管理に関して規定する。証明書利用者を含むその他関係者に関する鍵管理については CP に規定する。</p> <p>6.1.1 鍵ペアの生成</p> <p>本 CA の鍵ペアの生成には、FIPS140-2 レベル 3 準拠のハードウェアセキュリティモジュール (Hardware Security Module : 以下「HSM」という) を使用する。鍵ペアの生成作業は、複数名の権限者による操作によって行う。</p> <p>6.1.2 証明書利用者に対する私有鍵の交付</p> <p>本項については、CP に規定する。</p> <p>6.1.3 認証局への公開鍵の交付</p> <p>本 CA に対する証明書利用者の公開鍵の送付は、証明書の申請時にオンラインによって行うこ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本 CA 私有鍵の危殆化 ・ハードウェア、ソフトウェア、データ等の破損、故障 ・火災、地震等の災害 <p>5.7.2 ハードウェア、ソフトウェアまたはデータが破損した場合の手続</p> <p>本 CA は、本 CA のシステムのハードウェア、ソフトウェアまたはデータが破損した場合、バックアップ用として保管しているハードウェア、ソフトウェアまたはデータを使用して、すみやかに本 CA のシステムの復旧作業を行う。</p> <p>5.7.3 私有鍵が危殆化した場合の手続</p> <p>本 CA は、本 CA の私有鍵が危殆化したまたは危殆化のおそれがあると判断した場合、および災害等により本 CA のシステムの運用が中断、停止につながるような状況が発生した場合には、予め定められた計画、手順に従い、安全に運用を再開させる。</p> <p>5.7.4 災害後の事業継続性</p> <p>本 CA は、不測の事態が発生した場合にすみやかに復旧作業を実施できるよう、予め本 CA のシステムの代替機の確保、復旧に備えたバックアップデータの確保、復旧手続の策定等、可能な限りすみやかに本 CA のシステムを復旧するための対策を行う。</p> <p>5.8 認証局または登録局の終了</p> <p>本項については、CP に規定する。</p> <p>6. 技術的セキュリティ管理</p> <p>6.1 鍵ペアの生成およびインストール</p> <p>本項について、本 CPS では、本 CA の鍵管理に関して規定する。証明書利用者を含むその他関係者に関する鍵管理については CP に規定する。</p> <p>6.1.1 鍵ペアの生成</p> <p>本 CA の鍵ペアの生成には、FIPS140-2 レベル 3 準拠のハードウェアセキュリティモジュール (Hardware Security Module : 以下「HSM」という) を使用する。鍵ペアの生成作業は、複数名の権限者による操作によって行う。</p> <p>6.1.2 証明書利用者に対する私有鍵の交付</p> <p>本項については、CP に規定する。</p> <p>6.1.3 認証局への公開鍵の交付</p> <p>本 CA に対する証明書利用者の公開鍵の送付は、証明書の申請時にオンラインによって行うこ</p>	

JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (変更履歴付き)	JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (整形版)	備考
<p>とができる。この時の通信経路は TLS により暗号化を行う。</p> <p>6.1.4 検証者への CA 公開鍵の交付 本項については、CP に規定する。</p> <p>6.1.5 鍵サイズ 本項については、CP に規定する。</p> <p>6.1.6 公開鍵のパラメータの生成および品質検査 本 CA のシステムで使用する HSM は、暗号機能の品質検査機能を有する。公開鍵のパラメータは、品質検査の行われた暗号機能を用いて生成される。</p> <p>6.1.7 鍵の用途 本項については、CP に規定する。</p> <p>6.2 私有鍵の保護および暗号モジュール技術の管理</p> <p>6.2.1 暗号モジュールの標準および管理 本 CA の私有鍵の生成、保管、署名操作は、FIPS140-2 レベル 3 準拠の HSM を用いて行う。</p> <p>6.2.2 私有鍵の複数人管理 本 CA の私有鍵の活性化、非活性化、バックアップ等の操作は、安全な環境において複数人の権限者によって行う。</p> <p>6.2.3 私有鍵のエスクロー 本 CA の私有鍵のエスクローは行わない。</p> <p>6.2.4 私有鍵のバックアップ 本 CA の私有鍵のバックアップは、複数名の権限者によって行われ、暗号化された状態で、セキュアな室に保管される。</p> <p>6.2.5 私有鍵のアーカイブ 本 CA 私有鍵のアーカイブは行わない。</p> <p>6.2.6 私有鍵の暗号モジュールへのまたは暗号モジュールからの転送 本 CA の私有鍵の HSM への転送または HSM からの転送は、セキュアな室において、私有鍵を暗号化した状態で行う。</p> <p>6.2.7 暗号モジュールへの私有鍵の格納 本 CA の私有鍵は、暗号化された状態で HSM 内に格納する。</p> <p>6.2.8 私有鍵の活性化方法 本 CA の私有鍵の活性化は、セキュアな室において複数名の権限者によって行う。</p>	<p>とができる。この時の通信経路は TLS により暗号化を行う。</p> <p>6.1.4 検証者への CA 公開鍵の交付 本項については、CP に規定する。</p> <p>6.1.5 鍵サイズ 本項については、CP に規定する。</p> <p>6.1.6 公開鍵のパラメータの生成および品質検査 本 CA のシステムで使用する HSM は、暗号機能の品質検査機能を有する。公開鍵のパラメータは、品質検査の行われた暗号機能を用いて生成される。</p> <p>6.1.7 鍵の用途 本項については、CP に規定する。</p> <p>6.2 私有鍵の保護および暗号モジュール技術の管理</p> <p>6.2.1 暗号モジュールの標準および管理 本 CA の私有鍵の生成、保管、署名操作は、FIPS140-2 レベル 3 準拠の HSM を用いて行う。</p> <p>6.2.2 私有鍵の複数人管理 本 CA の私有鍵の活性化、非活性化、バックアップ等の操作は、安全な環境において複数人の権限者によって行う。</p> <p>6.2.3 私有鍵のエスクロー 本 CA の私有鍵のエスクローは行わない。</p> <p>6.2.4 私有鍵のバックアップ 本 CA の私有鍵のバックアップは、複数名の権限者によって行われ、暗号化された状態で、セキュアな室に保管される。</p> <p>6.2.5 私有鍵のアーカイブ 本 CA 私有鍵のアーカイブは行わない。</p> <p>6.2.6 私有鍵の暗号モジュールへのまたは暗号モジュールからの転送 本 CA の私有鍵の HSM への転送または HSM からの転送は、セキュアな室において、私有鍵を暗号化した状態で行う。</p> <p>6.2.7 暗号モジュールへの私有鍵の格納 本 CA の私有鍵は、暗号化された状態で HSM 内に格納する。</p> <p>6.2.8 私有鍵の活性化方法 本 CA の私有鍵の活性化は、セキュアな室において複数名の権限者によって行う。</p>	

6.2.9 私有鍵の非活性化方法

本 CA の私有鍵の非活性化は、セキュアな室において複数名の権限者によって行う。

6.2.10 私有鍵の破棄方法

本 CA の私有鍵の廃棄は、複数名の権限者によって完全に初期化または物理的に破壊することによって行う。バックアップについても同様の手続によって行う。

6.2.11 暗号モジュールの評価

本 CA のシステムで使用する HSM の品質基準については、本 CPS「6.2.1.暗号モジュールの標準および管理」のとおりである。

6.3 鍵ペアのその他の管理方法

6.3.1 公開鍵のアーカイブ

本 CA の公開鍵のアーカイブは、本 CPS「5.5.1 アーカイブの種類」に含まれる。

6.3.2 証明書の有効期間と私有鍵および公開鍵の有効期間

本 CA の鍵ペアの有効期間は定めないが、CA 証明書の有効期間は 20 年以下を想定している。また、本 CA が証明書利用者向けに発行するサーバー証明書の有効期間については、CP に規定する。

6.4 活性化データ

6.4.1 活性化データの生成および設定

本 CA の私有鍵を操作するために必要な活性化データは、複数名の権限者によって生成され、電子媒体に格納する。

6.4.2 活性化データの保護

本 CA の私有鍵の活性化に必要なデータが格納された電子媒体は、セキュアな室において保管管理を行う。

6.4.3 活性化データの他の考慮点

本 CA の私有鍵の活性化データの生成や設定等の管理は、本 CPS「5.2.1.信頼される役割」に記載された者が行う。

6.5 コンピュータのセキュリティ管理

6.5.1 コンピュータセキュリティに関する技術的要件

本 CA は、本 CA のシステムに導入するハードウェア、ソフトウェアに対して、その品質、安定性、安全性等について十分に検討を行い、導入を決定する。

6.5.2 コンピュータセキュリティ評価

6.2.9 私有鍵の非活性化方法

本 CA の私有鍵の非活性化は、セキュアな室において複数名の権限者によって行う。

6.2.10 私有鍵の破棄方法

本 CA の私有鍵の廃棄は、複数名の権限者によって完全に初期化または物理的に破壊することによって行う。バックアップについても同様の手続によって行う。

6.2.11 暗号モジュールの評価

本 CA のシステムで使用する HSM の品質基準については、本 CPS「6.2.1.暗号モジュールの標準および管理」のとおりである。

6.3 鍵ペアのその他の管理方法

6.3.1 公開鍵のアーカイブ

本 CA の公開鍵のアーカイブは、本 CPS「5.5.1 アーカイブの種類」に含まれる。

6.3.2 証明書の有効期間と私有鍵および公開鍵の有効期間

本 CA の鍵ペアの有効期間は定めないが、CA 証明書の有効期間は 20 年以下を想定している。また、本 CA が証明書利用者向けに発行するサーバー証明書の有効期間については、CP に規定する。

6.4 活性化データ

6.4.1 活性化データの生成および設定

本 CA の私有鍵を操作するために必要な活性化データは、複数名の権限者によって生成され、電子媒体に格納する。

6.4.2 活性化データの保護

本 CA の私有鍵の活性化に必要なデータが格納された電子媒体は、セキュアな室において保管管理を行う。

6.4.3 活性化データの他の考慮点

本 CA の私有鍵の活性化データの生成や設定等の管理は、本 CPS「5.2.1.信頼される役割」に記載された者が行う。

6.5 コンピュータのセキュリティ管理

6.5.1 コンピュータセキュリティに関する技術的要件

本 CA は、本 CA のシステムに導入するハードウェア、ソフトウェアに対して、その品質、安定性、安全性等について十分に検討を行い、導入を決定する。

6.5.2 コンピュータセキュリティ評価

JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (変更履歴付き)	JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (整形版)	備考
<p>本 CA は、本 CA のシステムにおいて使用するすべてのソフトウェア、ハードウェアに対して事前にシステムテストを行い、本 CA のシステムの信頼性の確保に努める。また、本 CA のシステムのセキュリティ上の脆弱性についての情報収集、評価を継続的に行い、脆弱性が発見された場合には、すみやかに必要な対処を行う。</p> <p>6.6 ライフサイクルの技術的管理</p> <p>6.6.1 システム開発管理</p> <p>本 CA のシステムの構築およびメンテナンスは、安全な環境下で行う。本 CA のシステムの変更を行う場合は、十分に安全性の評価、確認を行う。また、本 CA のシステムに対して、適切なサイクルで最新のセキュリティ技術を導入するためにセキュリティチェックを行い、セキュリティを確保する。</p> <p>6.6.2 セキュリティ運用管理</p> <p>本 CA は、情報資産管理、要員管理、権限管理等の運用管理の実施、不正侵入対策、ウイルス対策等のセキュリティ対策ソフトウェアの適時更新等を行い、セキュリティを確保する。</p> <p>6.6.3 ライフサイクルセキュリティ管理</p> <p>本 CA は、本 CA のシステムのシステム開発、運用、保守が適切に行われていることを適時評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>6.7 ネットワークセキュリティ管理</p> <p>本 CA は、本 CA のシステムへのネットワークからの不正アクセス対策として、ファイアウォール、IDS 等を設置する。</p> <p>6.8 タイムスタンプ</p> <p>タイムスタンプに関する要件は、本 CPS 「5.5.5 記録にタイムスタンプを付与する要件」と同様とする。</p> <p>7. 証明書および証明書失効リストのプロファイル</p> <p>7.1 証明書のプロファイル</p> <p>7.1.1 バージョン番号</p> <p>本項については、CP に規定する。</p>	<p>本 CA は、本 CA のシステムにおいて使用するすべてのソフトウェア、ハードウェアに対して事前にシステムテストを行い、本 CA のシステムの信頼性の確保に努める。また、本 CA のシステムのセキュリティ上の脆弱性についての情報収集、評価を継続的に行い、脆弱性が発見された場合には、すみやかに必要な対処を行う。</p> <p>6.6 ライフサイクルの技術的管理</p> <p>6.6.1 システム開発管理</p> <p>本 CA のシステムの構築およびメンテナンスは、安全な環境下で行う。本 CA のシステムの変更を行う場合は、十分に安全性の評価、確認を行う。また、本 CA のシステムに対して、適切なサイクルで最新のセキュリティ技術を導入するためにセキュリティチェックを行い、セキュリティを確保する。</p> <p>6.6.2 セキュリティ運用管理</p> <p>本 CA は、情報資産管理、要員管理、権限管理等の運用管理の実施、不正侵入対策、ウイルス対策等のセキュリティ対策ソフトウェアの適時更新等を行い、セキュリティを確保する。</p> <p>6.6.3 ライフサイクルセキュリティ管理</p> <p>本 CA は、本 CA のシステムのシステム開発、運用、保守が適切に行われていることを適時評価し、必要に応じ改善を行う。</p> <p>6.7 ネットワークセキュリティ管理</p> <p>本 CA は、本 CA のシステムへのネットワークからの不正アクセス対策として、ファイアウォール、IDS 等を設置する。</p> <p>6.8 タイムスタンプ</p> <p>タイムスタンプに関する要件は、本 CPS 「5.5.5 記録にタイムスタンプを付与する要件」と同様とする。</p> <p>7. 証明書および証明書失効リストのプロファイル</p> <p>7.1 証明書のプロファイル</p> <p>7.1.1 バージョン番号</p> <p>本項については、CP に規定する。</p>	

<p>7.1.2 証明書の拡張 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.1.3 アルゴリズムオブジェクト識別子 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.1.4 名前の形式 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.1.5 名前制約 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.1.6 証明書ポリシーオブジェクト識別子 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.1.7 ポリシー制約拡張の使用 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.1.8 ポリシー修飾子の構文および意味 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.1.9 クリティカルな証明書ポリシー拡張に対する解釈の方法 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.2 CRL のプロファイル</p> <p>7.2.1 バージョン番号 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.2.2 証明書失効リストおよび証明書失効リストエントリ拡張 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.3 OCSP のプロファイル</p> <p>7.3.1 バージョン番号 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.3.2 OCSP 拡張 本項については、CP に規定する。</p> <p>8. 準拠性監査と他の評価</p>	<p>7.1.2 証明書の拡張 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.1.3 アルゴリズムオブジェクト識別子 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.1.4 名前の形式 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.1.5 名前制約 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.1.6 証明書ポリシーオブジェクト識別子 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.1.7 ポリシー制約拡張の使用 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.1.8 ポリシー修飾子の構文および意味 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.1.9 クリティカルな証明書ポリシー拡張に対する解釈の方法 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.2 CRL のプロファイル</p> <p>7.2.1 バージョン番号 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.2.2 証明書失効リストおよび証明書失効リストエントリ拡張 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.3 OCSP のプロファイル</p> <p>7.3.1 バージョン番号 本項については、CP に規定する。</p> <p>7.3.2 OCSP 拡張 本項については、CP に規定する。</p> <p>8. 準拠性監査と他の評価</p>	
---	---	--

8.1 監査の頻度

当社は、本 CA の運用が本 CPS に準拠して行われているかについて、年に 1 回以上の監査を行う。

8.2 監査者の身元／資格

準拠性監査は、十分な監査経験を有する監査人が行うものとする。
また、WebTrust 認証を受ける際に必要な監査は、監査法人が行う。

8.3 監査者と被監査者の関係

監査人は、監査に関する事項を除き、被監査部門の業務から独立した立場にあるものとする。
監査の実施にあたり、被監査部門は監査に協力するものとする。

8.4 監査で扱われる事項

監査は、本 CA の運用の本 CPS に対する準拠性を中心として行う。
また、認証局のための WebTrust for CA 規準、WebTrust for BR 規準に基づいて行われる。

8.5 不備の結果としてとられる処置

本 CA は、監査報告書で指摘された事項に関し、すみやかに必要な是正措置を行う。

8.6 監査結果の開示

監査結果は、監査人から本 CA に対して報告される。
本 CA は、法律に基づく開示要求があった場合、当社との契約に基づき関係組織からの開示要求があった場合、または本 CA のサーバー証明書発行サービス運営会議が承認した場合を除き、監査結果を外部へ開示することはない。
なお、WebTrust for CA、WebTrust for BR の検証に関する報告書は、WebTrust for CA、WebTrust for BR 認定の規則に従い、特定のサイトにて参照可能となる。

8.7 内部監査

本 CA は、CA の運用が本 CPS、CP および Baseline Requirement に準拠して行われているかについて内部監査を行い、Baseline Requirement で定められた要件に基づき、証明書の無作為のサンプル抽出による定期的な検証を実施する。

9. 他の業務上および法的事項

8.1 監査の頻度

当社は、本 CA の運用が本 CPS に準拠して行われているかについて、年に 1 回以上の監査を行う。

8.2 監査者の身元／資格

準拠性監査は、十分な監査経験を有する監査人が行うものとする。
また、WebTrust 認証を受ける際に必要な監査は、監査法人が行う。

8.3 監査者と被監査者の関係

監査人は、監査に関する事項を除き、被監査部門の業務から独立した立場にあるものとする。
監査の実施にあたり、被監査部門は監査に協力するものとする。

8.4 監査で扱われる事項

監査は、本 CA の運用の本 CPS に対する準拠性を中心として行う。
また、認証局のための WebTrust for CA 規準、WebTrust for BR 規準に基づいて行われる。

8.5 不備の結果としてとられる処置

本 CA は、監査報告書で指摘された事項に関し、すみやかに必要な是正措置を行う。

8.6 監査結果の開示

監査結果は、監査人から本 CA に対して報告される。
本 CA は、法律に基づく開示要求があった場合、当社との契約に基づき関係組織からの開示要求があった場合、または本 CA のサーバー証明書発行サービス運営会議が承認した場合を除き、監査結果を外部へ開示することはない。
なお、WebTrust for CA、WebTrust for BR の検証に関する報告書は、WebTrust for CA、WebTrust for BR 認定の規則に従い、特定のサイトにて参照可能となる。

8.7 内部監査

本 CA は、CA の運用が本 CPS、CP および Baseline Requirement に準拠して行われているかについて内部監査を行い、Baseline Requirement で定められた要件に基づき、証明書の無作為のサンプル抽出による定期的な検証を実施する。

9. 他の業務上および法的事項

9.1 料金

本項については、CP に規定する。

9.2 財務的責任

本 CA は、本 CA の運用維持にあたり、十分な財務的基盤を維持するものとする。

9.3 企業情報の機密性

9.3.1 機密情報の範囲

本 CA が保持する個人情報および組織情報は、証明書、CRL、本 CPS および CP の一部として明示的に公表されたものを除き、機密保持対象として扱われる。

9.3.2 機密情報の範囲外の情報

証明書およびCRLに含まれている情報は機密保持対象外として扱う。その他、次の状況におかれた情報は機密保持対象外とする。

- ・本CAの過失によらず知られた、あるいは知られるようになった情報
- ・本CA以外の出所から、機密保持の制限無しに本CAに知られた、あるいは知られるようになった情報
- ・本CAによって独自に開発された情報
- ・開示に関して証明書利用者によって承認されている情報

9.3.3 機密情報を保護する責任

本 CA は、法の定めによる場合機密情報を開示することがある。その際、その情報を知り得た者は、契約あるいは法的な制約によりその情報を第三者に開示させない。

9.4 個人情報の保護

当社の個人情報保護方針については、ホームページにて公表する。

9.5 知的財産権

本項については、CP に規定する。

9.6 表明保証

9.6.1 CA 業務の表明保証

本項については、CP に規定する。

9.6.2 RA 業務の表明保証

本項については、CP に規定する。

9.1 料金

本項については、CP に規定する。

9.2 財務的責任

本 CA は、本 CA の運用維持にあたり、十分な財務的基盤を維持するものとする。

9.3 企業情報の機密性

9.3.1 機密情報の範囲

本 CA が保持する個人情報および組織情報は、証明書、CRL、本 CPS および CP の一部として明示的に公表されたものを除き、機密保持対象として扱われる。

9.3.2 機密情報の範囲外の情報

証明書およびCRLに含まれている情報は機密保持対象外として扱う。その他、次の状況におかれた情報は機密保持対象外とする。

- ・本CAの過失によらず知られた、あるいは知られるようになった情報
- ・本CA以外の出所から、機密保持の制限無しに本CAに知られた、あるいは知られるようになった情報
- ・本CAによって独自に開発された情報
- ・開示に関して証明書利用者によって承認されている情報

9.3.3 機密情報を保護する責任

本 CA は、法の定めによる場合機密情報を開示することがある。その際、その情報を知り得た者は、契約あるいは法的な制約によりその情報を第三者に開示させない。

9.4 個人情報の保護

当社の個人情報保護方針については、ホームページにて公表する。

9.5 知的財産権

本項については、CP に規定する。

9.6 表明保証

9.6.1 CA 業務の表明保証

本項については、CP に規定する。

9.6.2 RA 業務の表明保証

本項については、CP に規定する。

<p>9.6.3 証明書利用者の表明保証 本項については、CPに規定する。</p> <p>9.6.4 検証者の表明保証 本項については、CPに規定する。</p> <p>9.6.5 その他関係者の表明保証 本項については、CPに規定する。</p> <p>9.7 無保証 本項については、CPに規定する。</p> <p>9.8 責任の制限 本項については、CPに規定する。</p> <p>9.9 補償 本項については、CPに規定する。</p> <p>9.10 有効期間と終了</p> <p>9.10.1 有効期間 本 CPS は、本 CA のサーバー証明書発行サービス運営会議の承認により有効となる。本 CPS 「9.10.2 終了」に規定する終了以前に本 CPS が無効となることはない。</p> <p>9.10.2 終了 本 CPS は、「9.10.3 終了の効果と効果継続」に規定する内容を除き、本 CA の終了と同時に無効となる。</p> <p>9.10.3 終了の効果と効果継続 証明書利用者と本 CA との間で利用契約等を終了する場合、または本 CA 自体を終了する場合であっても、その性質上存続されるべき条項は終了の事由を問わず証明書利用者、検証者および本 CA に適用されるものとする。</p> <p>9.11 関係者間の個別通知と連絡 当社は、証明書利用者、検証者に対する必要な通知をホームページ上、電子メールまたは書面等によって行う。</p> <p>9.12 改訂</p>	<p>9.6.3 証明書利用者の表明保証 本項については、CPに規定する。</p> <p>9.6.4 検証者の表明保証 本項については、CPに規定する。</p> <p>9.6.5 その他関係者の表明保証 本項については、CPに規定する。</p> <p>9.7 無保証 本項については、CPに規定する。</p> <p>9.8 責任の制限 本項については、CPに規定する。</p> <p>9.9 補償 本項については、CPに規定する。</p> <p>9.10 有効期間と終了</p> <p>9.10.1 有効期間 本 CPS は、本 CA のサーバー証明書発行サービス運営会議の承認により有効となる。本 CPS 「9.10.2 終了」に規定する終了以前に本 CPS が無効となることはない。</p> <p>9.10.2 終了 本 CPS は、「9.10.3 終了の効果と効果継続」に規定する内容を除き、本 CA の終了と同時に無効となる。</p> <p>9.10.3 終了の効果と効果継続 証明書利用者と本 CA との間で利用契約等を終了する場合、または本 CA 自体を終了する場合であっても、その性質上存続されるべき条項は終了の事由を問わず証明書利用者、検証者および本 CA に適用されるものとする。</p> <p>9.11 関係者間の個別通知と連絡 当社は、証明書利用者、検証者に対する必要な通知をホームページ上、電子メールまたは書面等によって行う。</p> <p>9.12 改訂</p>	
--	--	--

JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (変更履歴付き)	JPRSサーバー証明書認証局運用規程 (Certification Practice Statement) (整形版)	備考
<p>9.12.1 改訂手続 本 CPS は、本 CA の判断によって適宜改訂され、本 CA のサーバー証明書発行サービス運営会議の承認によって発効する。</p> <p>9.12.2 通知方法および期間 本 CPS を変更した場合、変更した本 CPS をすみやかに公表することにより、証明書利用者に対しての告知とする。</p> <p>9.12.3 オブジェクト識別子の変更されなければならない場合 規定しない。</p> <p>9.13 紛争解決手続 本項については、CP に規定する。</p> <p>9.14 準拠法 本項については、CP に規定する。</p> <p>9.15 適用法の遵守 本項については、CP に規定する。</p> <p>9.16 雑則 適用外とする。</p> <p>9.17 その他の条項 本項については、CP に規定する。</p>	<p>9.12.1 改訂手続 本 CPS は、本 CA の判断によって適宜改訂され、本 CA のサーバー証明書発行サービス運営会議の承認によって発効する。</p> <p>9.12.2 通知方法および期間 本 CPS を変更した場合、変更した本 CPS をすみやかに公表することにより、証明書利用者に対しての告知とする。</p> <p>9.12.3 オブジェクト識別子の変更されなければならない場合 規定しない。</p> <p>9.13 紛争解決手続 本項については、CP に規定する。</p> <p>9.14 準拠法 本項については、CP に規定する。</p> <p>9.15 適用法の遵守 本項については、CP に規定する。</p> <p>9.16 雑則 適用外とする。</p> <p>9.17 その他の条項 本項については、CP に規定する。</p>	